

令和元年度

山形県公共事業の評価に関する意見

令和2年1月

山形県公共事業評価監視委員会

令和元年度山形県公共事業の評価に関する意見

山形県公共事業評価監視委員会は、公共事業の一層の効率化を図るとともに、実施過程の透明性を確保するため、平成 10 年度に設置されて以来、20 年間に渡って、幅広い観点から意見を述べてきた。

近年、全国的に大規模な自然災害が多発しているなか、山形県内においても 6 月の山形県沖を震源とする地震や 10 月の台風第 19 号により被害が多数発生するなど、県民の安全・安心を支える社会資本の整備や維持管理の重要性は高まっている。

こうした状況下における社会資本の整備については、必要な事業の選択と集中はもとより、戦略的な維持管理・更新、そしてストック効果を重視した取組みが求められている。

当委員会では、今年度、審議を 2 回、現地調査を 1 回行い、事前防災としてのハード対策の重点的・計画的な推進や、公共事業の必要性・重要性についてより一層の周知・広報に努めることなどの意見が出されたところである。

これらを踏まえ、令和元年度の公共事業の評価について、当委員会の意見を取りまとめたので提出する。

令和 2 年 1 月 7 日

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県公共事業評価監視委員会

委員長 貝山道博

I 個別事業に対する意見

1. 事前評価

下記5件の個別事業を審議したところ、事業実施が妥当である。

- (1) 道路改築事業 国道286号(棒原橋工区)
- (2) 街路整備事業 酒田都市計画道路3・3・4号 本町東大町線
- (3) 街路整備事業 村山都市計画道路3・4・5号 村山駅東沢線
- (4) 街路整備事業 鶴岡都市計画道路3・4・3号 羽黒橋加茂線(第2工区)
- (5) 街路整備事業 南陽都市計画道路3・4・5号 赤湯停車場線(第3工区)

2. 事業中評価

下記24件の個別事業を審議したところ、継続が妥当である。

- (1) 街路整備事業 長井都市計画道路3・4・10号 桐町成田線
- (2) 街路整備事業 新庄都市計画道路3・4・4号 北本町飛田線
- (3) 道路改築事業 国道344号(安田バイパス工区)
- (4) 道路改築事業 (主)山形山寺線(高瀬川橋工区)
- (5) 道路改築事業 (一)白滝宮宿線(道陸工区)
- (6) 交通安全事業 (一)東根尾花沢線(神町南工区)
- (7) 交通安全事業 (一)糠野目亀岡線(糠野目工区)
- (8) 河川改修事業 大旦川
- (9) 海岸浸食対策事業 比子地区海岸
- (10) 土砂災害対策事業(砂防) 織機川
- (11) 土砂災害対策事業(砂防) 不動沢
- (12) 土砂災害対策事業(砂防) 平石水沢
- (13) 土砂災害対策事業(砂防) 日向川
- (14) 土砂災害対策事業(砂防) 貫津川
- (15) 土砂災害対策事業(砂防) 田沢

- (16) 土砂災害対策事業(地すべり) 砂沢
- (17) 土砂災害対策事業(地すべり) 工藤沢
- (18) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 滝野本
- (19) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 池黒(1)
- (20) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 漆山(6)
- (21) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 大林寺(6)
- (22) 林道事業 最上奥の細道線
- (23) 地すべり防止事業 滝の沢第四
- (24) 地すべり防止事業 戸沢

II 整備計画に対する意見

整備計画評価（事後評価）

下記9件の整備計画を審議したところ、事業効果の発現状況、目標の達成状況及び今後の方針は妥当である。

- (1) 山形新幹線駅へのアクセス向上、安全で安心な都市の快適空間の整備
- (2) 季節を問わず、地域間の交流連携をサポートし県内産業を支援する活力ある県土づくり
- (3) 高速道路等を中心としたネットワークにより地域を結び災害に強い活力ある県土整備
- (4) すべての人が安心して楽しくとおれる道路空間を形成し、安全安心な地域づくり
- (5) 通学路の安全を確保し子供たちが安心してとおれる道路空間整備
- (6) 既存の道路施設等を長寿命化して有効活用することによる安全で快適な生活環境整備
- (7) 自然災害に強いまちで安全で快適な暮らしをまもる県土づくり
- (8) 吉野川流域における治水緊急対策（防災・安全）
- (9) 安全・安心な港湾海岸を維持する海岸保全施設の長寿命化（重点）
（防災・安全）

Ⅲ 公共事業全般に関する意見

1. 近年、豪雨等による自然災害が多発傾向にあり、ひと度被害が発生した場合は、住民の生活再建に多くの時間と労力が必要となることから、県土の強靱化を図るため、防災情報の提供等のソフト対策とあわせて、事前防災としてのハード対策を重点的・計画的に推進すること。
2. 公共事業については、その必要性・重要性を広く県民に理解してもらうことが大事であるため、事業の目的や効果等、より一層の周知や広報に努めること。
3. 社会資本は、産業振興のみならず観光振興にも資することから、事業の実施にあたっては、地域特性や自然環境の調和と保全に十分配慮すること。

令和元年度 山形県公共事業評価監視委員会委員名簿

役名	氏名	職名
委員長	かいやま みちひろ 貝山 道博	東北文化学園大学総合政策学部 教授 埼玉大学 名誉教授
委員	いしかわ よしひろ 石川 芳宏	山形銀行 代表取締役専務
委員	おおとも ゆきこ 大友 幸子	山形大学地域教育文化学部 教授
委員	しもだいら ひろゆき 下平 裕之	山形大学人文社会科学部 教授
委員	ほりかわ けいこ 堀川 敬子	特定非営利活動法人 アジェンダやまがた 監事
委員	まえかわ たかこ 前川 孝子	フリーアナウンサー
委員	まつお しんたろう 松尾 慎太郎	東北公益文科大学公益学部 講師
委員	やまぐち さよこ 山口 紗世子	山口法律事務所 弁護士
委員	わたなべ かつら 渡部 桂	東北芸術工科大学デザイン工学部 准教授

令和2年1月7日現在

【参 考】

令和元年度「山形県公共事業評価監視委員会」の開催状況

開催年月日	出席者	審議等の内容
第1回 R01. 8. 8(木) 13:30～ 自治会館602号室	貝山委員長 石川委員 大友委員 下平委員 堀川委員 前川委員 松尾委員 山口委員 渡部委員	○事業中評価について審議（24件） 全て事業継続が妥当
第2回 R01. 10. 9(水) 9:00～	貝山委員長 石川委員 大友委員 堀川委員 前川委員 山口委員	○現地調査を実施 最上小国川流水型ダム建設事業 (22)林道事業 最上奥の細道線 (23)地すべり事業 滝の沢第四地区 () は、事業中評価の整理番号
第3回 R01. 11. 26(火) 14:00～ 県庁1001会議室	貝山委員長 石川委員 大友委員 堀川委員 山口委員	○事前評価についての審議（5件） ○整備計画の事後評価についての審議（9件） ○公共事業評価に関する意見のとりまとめ

山形県公共事業評価実施要綱

(名 称)

第1条 この要綱は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）と称する。

(目 的)

第2条 公共事業評価（以下「評価」という。）は、山形県において実施する公共事業の一層の効率化及び重点化を図るとともに、その採択から実施に至る過程の透明性の確保を目的とする。

(評価の実施方法)

第3条 評価の実施方法については、評価を実施する各部局の公共事業評価実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

(対象の事業及び整備計画)

第4条 評価の対象は、各部局において実施する公共事業で、県が事業主体となるもの（維持管理に係る事業を除く。）及び交付金の整備計画（社会資本総合整備計画、農山漁村地域整備計画、農山漁村地域自主戦略整備計画等、以下「整備計画」という。）とし、各部局の実施要領で定める。

(実施体制)

第5条 評価を実施する部局は、評価対象の事業及び整備計画を選定し、その方針を決定するため「公共事業評価検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(客観性及び透明性の確保)

第6条 県は、評価の実施に際して、客観性及び透明性を確保するために、次の方策を講じる。

(1) 山形県公共事業評価監視委員会の設置

評価を実施するに当たり、第三者からの意見を聴き、尊重する仕組みを導入するため、「山形県公共事業評価監視委員会」（以下「監視委員会」という。）を設置する。

(2) 監視委員会からの意見の聴取

各部局の実施要領で定めた事項については、監視委員会の意見を聞かなければならない。

(3) 監視委員会の意見の提出

監視委員会は、(2)で提出された事項の必要性・効果等を客観的に審査し、今後の事業の執行、整備計画、及び評価制度について、知事あて意見を提出するものとする。

(4) 評価結果等の公表

評価結果・対応方針等は、結論に至った時点において、その経緯・評価の根拠とともに公表する。

(5) 監視委員会は、公開を原則とする。

(対応方針の決定)

第7条 知事は、監視委員会からの意見の提出があった事項については、その意見を尊重し対応方針を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

山形県公共事業評価監視委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条(1)の規定により設置する山形県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2条 監視委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条(2)に基づく知事あての意見の提出
- (2) 市町村が実施する事業の事業評価に関し、当該市町村長から依頼があった場合の審査及び当該市町村長への意見の提出

(組 織)

第3条 監視委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 監視委員会に委員長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 監視委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

6 会議で用いた資料等の取扱いについては、監視委員会が決定する。

(庶務)

第6条 監視委員会の庶務は、県土整備部管理課及び農林水産部農村整備課において所管する。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。